

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月

私は、昭和 60 年 3 月末に会社を退職して、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は口座振替で納付してきた。申立期間の保険料が未納記録となっているが、銀行口座に入金不足だったとしても、その後に納付書が届いていたときは必ず保険料を納付していたことから、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を除き未納は無い上、平成 15 年 4 月以降は、前納制度を利用して国民年金保険料を納付するなど、国民年金制度への関心及び納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録において、申立人は、平成7年10月に厚生年金保険被保険者となっていることが確認できるところ、申立期間直後の同年10月から同年12月までの保険料は、国民年金被保険者の資格喪失後の納付として、同年12月20日及び8年2月1日に還付決議されており、申立期間は1か月と短期間であることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料についても、その前後の期間と同様に納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年11月21日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月21日から同年12月1日まで

私は、昭和35年4月にA社D支店に入社して以来、平成元年9月に退職するまで一度も同社を離れたことはないが、同社本店から同社C支店へ異動したときの、昭和41年11月の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録の写し及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和41年11月21日に同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 15 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から 16 年 9 月 1 日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 15 年 8 月は 36 万円、同年 11 月から 16 年 8 月までは 41 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 11 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで
私が A 社に勤務していた期間のうち、平成 14 年 11 月から 16 年 8 月までの厚生年金保険の標準報酬月額は、給与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る標準報酬月額については、事業主の回答及び申立人から提出された A 社の給与支給明細書により確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成 15 年 8 月は 36 万円、同年 11 月から 16 年

8月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の回答及び当該給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年11月1日から15年8月1日までの期間及び同年9月1日から同年11月1日までの期間については、事業主の回答及び当該給与支給明細書により、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

千葉国民年金 事案 4147

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

私は、平成11年4月当時学生であったため、母がA町役場（現在は、B町役場）で国民年金の加入手続を行ってくれ、同年4月はA町役場、13年4月はC区役所で国民年金保険料の免除申請を行い、学生期間の合計3年分の免除が承認されていたのだが、14年4月にA町役場から「このままでは将来、年金が満額もらえなくなる。」と、免除期間3年分の追納の請求が届いたので、その月に請求額どおりA町役場にて現金で追納を行ったのだから、申立期間が免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除されていた申立期間の国民年金保険料を平成14年4月にA町役場で追納したと主張している。

しかしながら、免除期間の保険料を追納するためには、社会保険事務所（当時）において追納申出の手続を行った上で、納付書の発行を受けなければならないが、オンライン記録において、申立人の申立期間について追納申出を行った記録は無く、納付書が発行された形跡も見当たらない上、A町役場では、申立期間の保険料を追納することはできない。

また、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、保険料収納事務の電算化が図られている上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されており、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると記録の過誤は考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を追納したとする申立人の母は、申立期間に係る保険料の追

納状況については覚えていないと申述している上、申立期間の保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年6月まで

私は、申立期間当時正社員として就職したので厚生年金保険に加入したと思っていたところ、自宅に国民年金保険料の納付書が送付されてきた。会社に問い合わせたところ、厚生年金保険の加入手続が間に合わないとのことだったので、私は、会社の上司と一緒にA市役所B支所（現在は、C区役所）に行き、上司が申立期間の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社の上司が平成3年4月頃に国民年金の加入手続を行い、A市役所B支所で申立期間の国民年金保険料を納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により社会保険事務所（当時）からC区に6年3月18日に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の前後の第3号被保険者該当処理日から同年7月頃に加入手続が行われ、3年4月に遡及して国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、申立人の申述と相違する。

また、申立人の加入手続が行われた平成6年7月時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、A市D（現在は、A市E区D）に住んでいたと申述しているところ、申立人の所持する年金手帳には、申立人

の加入手続時の住所地として、平成5年11月に婚姻したときの住所である「A市C区」の印が押されていることが確認できる。

加えて、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする会社の上司は所在不明であり、申立期間当時の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年12月から53年3月まで
私が家業のA(業種)を手伝っていたとき、私の給料から国民年金保険料を天引きし、母が納付してくれていたのに、申立期間が未納となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和53年7月頃に申立人の加入手続が行われ、この時点で41年12月12日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できることから、当該加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であったことがうかがえる。

また、申立人の加入手続が行われた昭和53年7月頃は、第3回特例納付の実施期間中であるが、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母は、申立期間の保険料納付の記憶が明確でなく、申立期間当時の詳細は不明である上、特殊台帳、B市の国民年金被保険者収滞納一覧表及びC郡D町の国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納とされており、特例納付した形跡も見当たらない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4150

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から50年3月まで

私は、昭和47年7月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人が申立期間に納付したとする保険料月額と当時の保険料月額は相違しており、納付状況に関する申述も明確ではないことから、申立期間当時の詳細は不明である上、A市の国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から11年3月まで

私は、大学に入学して平成8年4月に国民年金保険料の納付免除申請を行った。それで在学中は全部免除になると思っていたら、友人に毎年申請しなくてはならないと言われたので、毎年4月に市役所に申請に行っていた。しかし、納付記録は、平成8年度は免除になっているのに、申立期間の9年度及び10年度が免除になっていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の免除申請を毎年行っていたと主張しているところ、オンライン記録により、平成8年6月から9年3月までは免除記録欄に申立人が免除申請を行った記録が確認できるが、申立期間については免除申請を行った記録も却下となった記録も無い上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや、記録誤り等が生じる可能性は少ない上、行政が2年連続して同一人の免除申請の事務処理を誤ることは考え難い。

さらに、オンライン記録により、申立人は、平成14年1月に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、18年3月まで国民年金の再加入手続を行っていないことが確認できることから、申立人の主張どおりに、申立期間の免除申請が適切に行われていたとは推認し難い。

加えて、申立期間の免除申請を行っていたことを推認できる関連資料（免除申請書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4152

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から16年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から16年5月まで

私は、平成14年度の国民年金保険料の免除申請を忘れていたところ、保険料納付の催告状が届き、そのままにしていたら男性の推進員が集金に来たので母が納付した。その後また同じ人が集金に来たので納付済みであることを伝えたところ、推進員は来なくなったので入金を確認されたと思っていたが、年金記録が未納となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られている上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されており、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると記録の過誤は考え難い。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の母が、申立期間に納付したとする保険料額と実際に必要となる当時の保険料額は相違している上、保険料の納付場所の記憶が明確ではなく、申立期間の納付状況は不明である。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直後の平成16年6月から同年10月までの期間の保険料が時効間際である18年7月31日に一括納付されていることから、申立期間の保険料は時効により納付することはできなかったものと推認される。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から48年3月までの国民年金保険料及び同年4月から49年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から48年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

私は、友人から国民年金制度のことを教えられたので、A市役所で国民年金の加入手続を行い、昭和48年4月からの国民年金保険料と付加保険料を合わせて納付したはずである。また、同時点で遡れるところまでの国民年金保険料を全て納付したことを覚えているので、申立期間について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を遡及して納付したと主張しているが、申立人の所持している国民年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、昭和48年10月31日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、同手帳に記載されている交付年月日及び申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、49年1月25日に加入手続が行われ、この時点で、40年1月4日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認でき、加入手続を行った時点では、申立期間①のうち、46年9月以前の期間は特例納付によらなければ保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人の加入手続が行われた昭和49年1月は、第2回特例納付実施期間中であるが、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿において、申立期間①は未納と記録されており、申立期間①の保険料を特例納付した形跡も見当たらない上、申立期間①の保険料は、当該時

点において過年度納付及び特例納付によらなければ納付することはできないところ、申立人が保険料を納付したと主張する市役所窓口では、申立期間①の保険料を過年度納付及び特例納付することはできない。

さらに、申立人は、加入手続を行った時期、納付した保険料額等についての記憶が明確ではないことから、申立期間①に係る具体的な加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

2 申立期間②について、申立人は、付加保険料納付の申出を行った時期を明確に記憶していないと述べているところ、A市の国民年金被保険者名簿には、申立人の付加保険料納付の申出日は昭和49年4月1日と記載されており、同年4月から付加保険料の納付を始めたことが記録されている上、特殊台帳及びオンライン記録とも一致しており、不自然な点は見受けられない。

また、付加保険料の納付は申出を行った月から納付することが可能であり、制度上、遡って付加保険料を納付することはできない。

3 オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成元年 3 月まで
私の父は、昭和 62 年 8 月頃に A 区役所で国民年金の加入手続を行い、同年 8 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を家族の分と一緒に納付してくれていたため、申立期間が未加入期間とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が昭和 62 年 8 月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号の前後の第 3 号被保険者の該当処理日により、申立人の国民年金の加入手続は、平成 3 年 7 月頃に行われたと推認でき、同時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、保険料を納付していたとする申立人の父は、申立期間の一部の保険料が未納である上、保険料の納付時期、納付方法及び納付金額等についての記憶が明確ではないため、保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月から48年12月まで

私は、昭和46年12月に結婚し、結婚と同時に夫が私の国民年金の加入手続きを行い、2から3年ぐらいの国民年金保険料を納付してくれていたもので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和46年12月に国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、55年6月9日に任意加入した際に払い出されており、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の夫は、過去のことは覚えていないとしていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4156

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月及び同年5月

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していなかったが、20歳の頃から一緒に生活をしていた妻が一切を取り仕切っていたため、申立期間の保険料も納付をしていたはずである。私も時々妻と一緒に掛けた際に保険料を納付していた記憶があるため、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については申立人の妻が行ったと主張し、資料として平成10年から12年までの給与所得の源泉徴収票を提出しているところ、給与支払者である事業主に対する照会において、事業主は、「会社として各種社会保険には加入しなかった。」と述べていることから、源泉徴収票に記載された「社会保険料等の金額」は国民健康保険料及び国民年金保険料であると考えられるが、併せて事業主は、「当時の社会保険料等の金額をどのように把握していたかは記憶も無く、資料も無いことから、源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額の内訳及びその他詳細は不明である。」と述べており、当時の国民年金保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人及び申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は、源泉徴収票に記載された「社会保険料等の金額」の記載額に関する記憶が不鮮明であり、当時の納付状況等が不明である上、前述の事業主は、「当時働いていた従業員の所在も把握していない。」と述べていることから、当時の納付状況等について第三者からの供述を得ることもできない。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であ

り、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4157

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から61年7月まで

私は、当時療養中であったため、母にお金を渡して申立期間の国民年金保険料を一括で納付してもらったはずなので、申立期間の保険料の納付状況を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の母が納付したと主張しているが、オンライン記録によれば、申立期間は、平成3年4月10日に厚生年金保険の被保険者資格記録に基づき国民年金の被保険者資格記録を追加処理したことにより生じた国民年金の未納期間であることが確認でき、記録が追加されるまでは国民年金の未加入期間であったことがうかがえる上、記録が追加された時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付手続に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母は既に亡くなっていると述べており、申立期間における保険料の納付状況について確認することができない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、口頭意見陳述において、申立人は、平成9年にA社会保険事務所（当時）から交付された国民年金の「被保険者記録照会」及び19年に

B社会保険事務所（当時）から交付された同照会の記録を提出しているところ、当該書類により、申立期間に係る国民年金被保険者の資格記録は確認できるものの、申立期間に係る保険料は未納と記録されており、ほかに申立期間の保険料納付を裏付ける申述は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年3月までの期間、8年2月から9年2月までの期間及び10年4月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から5年3月まで
② 平成8年2月から9年2月まで
③ 平成10年4月から11年3月まで

私の母は、平成4年12月頃にA区役所で国民年金の加入手続きを行ってくれた。申立期間①の国民年金保険料は私がアルバイトで得たお金を母に渡し、納付してもらった。申立期間②の保険料は私が納付した。申立期間③の保険料は私の貯金から母が納付した。

申立期間①、②及び③が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年12月頃に申立人の母がA区役所で申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているが、9年1月の基礎年金番号制度導入前は国民年金の加入時に国民年金手帳記号番号が払い出されていたところ、申立人の所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号の記載は無い上、オンライン記録によると、申立期間は、14年11月11日に厚生年金保険の被保険者記録に基づき国民年金の被保険者資格記録を追加処理したことにより生じた未納期間であることが確認できることから、記録が追加されるまでは国民年金の未加入期間であったことがうかがえ、記録が追加された時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4499（事案 2505 及び 3684 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで
② 昭和 35 年 8 月 25 日から 37 年 2 月 1 日まで

私は、前回、前々回の申立てに対し、「申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。」との通知を受け取ったが、申立期間の脱退手当金を絶対に受給していないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、A社及びB社で加入していた厚生年金保険に対し脱退手当金が支給されているとの国の記録を不服とし、C県社会保険審査官へ審査請求及び社会保険審査会へ再審査請求を行っているが、その2度の審査請求において、D事業所及びE社で加入していた厚生年金保険については、脱退手当金の受給を認めていること、ii) 電話での聴取に対し、「E社の事務員が勝手に脱退手当金を請求してしまった。E社での加入期間だけだと24か月にならないが、その前のD事業所の期間を合わせると、24か月を超えるので請求できると言っていた。それで、その事務員が請求した一時金を受け取ったと審査会では説明した。」と供述しており、申立期間に係る脱退手当金の受領は認めていることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年10月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいて、申立人は、脱退手当金を受給したというのは思い違いであったこと、及び電話での聴取についてそのような発言をしていないことを主張しているが、これらの主張は当初の決定を変更すべき事情とは認められないことなどから、この再申立てについても既に当委員会

の決定に基づき平成 23 年 7 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回及び前々回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料や情報は提出されず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 11 月 1 日から 24 年 6 月 20 日まで

私は、A社B工場、C社及びD社に勤務した期間について、脱退手当金を受給したとされているが、A社B工場における被保険者期間 19 か月については受給しておらず、E社会保険事務所（当時）発行の昭和 63 年 4 月 22 日付け「厚生年金保険被保険者期間調書」により、被保険者期間とされているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社を退職後に、同社及びD社の脱退手当金を受給したことは認めているところ、申立人のC社における厚生年金保険被保険者記号番号（*）に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人が受給を認めていないA社B工場の被保険者期間を含め、脱退手当金支給期間が全て記載されている上、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が所持するE社会保険事務所作成の昭和 63 年 4 月 22 日付け「厚生年金保険被保険者期間調書」には、A社B工場の被保険者期間の記載があるが、同書面には、同事務所職員の手書きにより、「脱手支給」及び「¥11,452-」と記載されており、これはA社B工場の被保険者期間を含めた記録上の脱退手当金支給額と同額であるので、この「厚生年金保険被保険者期間調書」は、申立人が申立期間を含む脱退手当金を受給したことを否定する資料とは認められず、記録上の脱退手当金支給額と申立人が受給したとする額はおおむね一致するなど、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 10 日から 36 年 10 月 1 日まで

私は、A社B工場に2回勤務し、1回目の勤務期間については、脱退手当金が支給された記録となっているが、会社から脱退手当金について説明を受けたことは無く、受給した記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人のA社B工場における厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年1月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、A社B工場における厚生年金保険の被保険者資格を昭和36年10月1日に喪失してから同社で38年1月10日に再取得するまでの期間及び同年10月7日に2回目の資格を喪失してから婚姻するまでの期間は、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、国民年金に加入していないことから、年金制度に対する意識が高かったとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 17 日から同年 9 月 3 日まで
② 昭和 33 年 8 月 23 日から 35 年 6 月 11 日まで

私は、昭和 31 年 10 月に A 事業所（名称変更後は、B 社）に入社し、35 年 6 月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間に係る加入記録が無いことが分かった。納得できないので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の元事業主の妻の供述により、申立人が申立期間①及び②において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①については、当時の被保険者 10 名のうち申立人を含む 8 名が同時期（昭和 32 年 3 月 25 日から同年 4 月 17 日まで）に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、この 8 名のうち 1 名が同年 7 月 11 日に、申立人を含む 6 名が同年 9 月 3 日に再度被保険者資格を取得している上、申立期間②については、当時の被保険者 17 名のうち、申立人を含む 13 名が 33 年 8 月 23 日に、1 名が同年 8 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間①及び②当時、当該事業所において、申立人と同様に多くの従業員が厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している元同僚は、「当時、当該事業所では、都合により従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことが 2 回あり、これらの期間は従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険台帳記号番号は、申立人が被保険者資格を再取得した際に別の記号番号が払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4503

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から6年10月31日まで
私がA事業所の役員として勤務した期間のうち、平成5年12月から6年9月までの年金事務所に記録されている標準報酬月額が38万円となっている。しかし、私の記憶では、当該期間の給与は88万円であり、納得できないので、調査して標準報酬月額の金額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年12月から6年9月までは50万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（6年10月31日）の後の同年12月6日付けで5年12月に遡って38万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所において役員であったと供述している上、当該事業所の経理及び総務事務を担当していた従業員は、「申立人は、当該事業所の専務理事であったので、事業所の印鑑は、申立人が管理しており、取引金融機関や社会保険事務所（当時）等の外部へ提出する書類は申立人が作成していた。」と供述している。

また、申立人は、当該事業所の社会保険事務の担当者については不明と供述しているが、オンライン記録によると、当該事業所において被保険者であった者は申立人を含めて5人確認できるところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成元年3月1日から適用事業所でなくなった6年10月31日までの全期間において被保険者であった者は、申立人及び申立人の妻の二人のみであることが確認できる上、上記従業員の供述を踏まえると、申立人は、当該事業所の社会保険関係の事務手続を行う立場

にあったものと認められ、当該標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の社会保険関係事務の執行に当たっていた申立人が自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額訂正が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から24年2月1日まで
私は、A事業所からB社（名称変更後は、C社）に継続して勤務していたが、B社に勤務した期間の当初の厚生年金保険の加入記録が無い。辞令もあるので、継続して厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社の辞令及び元同僚の供述により、申立人は昭和23年10月1日付けで当該事業所に入社し、申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和24年2月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人と同様に、A事業所において昭和23年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、B社において24年2月1日に資格を取得している元同僚も申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険又は厚生年金保険の被保険者として船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月から31年10月まで

私の夫は、昭和30年5月から31年10月まで、A府B庁C局D部（現在は、E省F局G部）に臨時職員として勤務していた。その勤務していた事業所から受け取った船員保険年金番号証のようなものを結婚後の35年頃に私は夫から預かった憶えがあるので、厚生年金保険も含めて調べて、年金記録を認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人がA府B庁C局D部を退職した後に勤務したH社から提出された申立人の略歴書及び申立人と同期で大学を卒業し、既に同社に入社していた元同僚は、I県にいた申立人を同社に入社するようにJ県に呼び寄せた旨供述していることから、申立人が申立期間においてA府B庁C局D部に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の妻は、「夫が結婚前に勤務していた事業所から受け取った船員保険年金番号証のようなものを、結婚後の昭和35年頃に私は夫から預かった憶えがある。」と主張しているところ、申立人の妻及び申立期間当時申立人と同居していた申立人の弟、並びに申立人をI県からH社に入社するようにJ県に呼び寄せた元同僚は、「申立人から申立期間に船舶に乗り込んで作業をしていたなどの話を聞いたことが無い。」とそれぞれ供述している上、「船員保険法施行規則の一部改正について（昭和45年5月29日庁保発第12号）」によると、船員保険年金番号証は、45年6月1日現在における被保険者、同日以降

に資格を取得した者に交付されることとなっており、船員保険には、それ以前にはそのような年金に関する加入証等は発行されていないこと、及びA府B庁C局D部が申立期間に船員保険の適用事業所となつたとの記録は確認できないことから、申立人が申立期間において船員保険被保険者であったとは考え難い。

また、E省F局G部は、「申立人に関する在籍記録の資料は無い。」と回答している。

さらに、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立人の妻は、申立人に船員保険年金番号証が交付されたと考えられる事情について、「夫は厚生年金保険に加入していたが、当時は物資が不足していたので、代わりに船員保険年金番号証を出したのではないか。」と主張している。

しかし、A府B庁C局D部は、本部のほかに複数の事務所等が厚生年金保険の適用事業所として存在していたことが確認できることから、申立人がいずれの事務所等に勤務していたか不明のため、A府B庁C局D部のほかに、「C局」の名称を含む昭和32年以前に適用事業所である7か所の適用事業所も対象として、それぞれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の氏名は確認できない。

また、申立人の妻は、「平成16年頃に夫が年金の件でどこかに問い合わせをしたところ、一時金を支給済みであると言われたが、夫は受け取ったことは無い。また、もう少し長く勤めれば公務員になれたんだと言っていた。そして私が預かっていた船員保険年金番号証のようなものを破り捨てたことを憶えている。」とも供述していることから、念のため、K共済組合に対して、申立人に関する加入記録等を照会したが、当該共済組合は、「申立人の加入記録は無い。」と回答している。

さらに、国家公務員共済組合連合会に退職一時金に関する記録を照会したところ、申立人に係る退職一時金の記録は無いと回答している上、総務省人事・恩給局恩給企画課に一時恩給に関する記録等を照会したが、一時恩給の対象者には退職の際に一時金を支給するので証書等は交付していないこと、及び軍人の一時恩給については把握しているが、一般の公務員に対する支給の有無については不明であると回答している。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険又は厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。